

榛東村学童保育所
指定管理者募集要項

令和6年12月
榛東村住民生活課

榛東村学童保育所指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

本村では、学童保育所の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第4号）の規定により、学童保育所の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

募集は、学童保育所毎に実施します。指定申請書（別記様式第1号）の（施設名称）に、必ず申請を希望する学童保育所名を記載してください。

2 施設の概要

（1）北小学校区

名 称	所 在 地	延べ床面積	施設の主な内容
北部第三学童保育所	榛東村山子田1261番地	64.00	児童室・トイレ他

※ 榛東村立榛東北小学校の1室を借用し学童保育所を運営します。

（2）南小学校区

名 称	所在地	延べ床面積	施設の主な内容
南部第四学童保育所	榛東村広馬場1142番地	81.00	児童室・トイレ他

※ 榛東村立榛東南小学校の1室を借用し学童保育所を運営します。

3 開所時間

（1）月曜日から金曜日 午後1時から午後7時まで

（2）土曜日 午前8時から午後7時まで

（3）春季、夏季及び冬季休業日 午前7時30分から午後7時まで

※ただし、午前7時30分から午前8時までは希望者のみの延長保育とします。

4 保育料

（1）通常保育

① 1月から7月までの期間及び9月から12月までの期間 月額7,000円

② 8月 月額10,000円

（2）一時保育

① 学校の休業日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく学校の休業日をいう。以下同じ。）以外の日 日額500円

② 学校の休業日 日額1,000円

（3）延長保育

春季、夏季及び冬季休業日における午前7時30分から午前8時までの延長保育料については、次のとおりとします。

① 春季休業期間のうち終業式の翌日から3月31日まで 250円

- ② 春季休業期間のうち4月1日から始業式の前日まで 250円
- ③ 夏季休業期間 1,500円
- ④ 冬季休業期間 500円

5 管理の基準

- (1) 関係する法令・条例及び規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適正なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た個人に関する情報を守秘すること。

6 指定管理者が行う業務

- (1) 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に基づく事業に関する業務
- (2) 学童保育所の施設及び器具の維持管理に関する業務
- (3) 学童保育所の管理及び運営に関する業務のうち、村長の専属的権限に属する業務（行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等）を除く業務

7 指定期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

ただし、村議会の議決による手続きを経る必要があります。

8 指定管理料

- (1) 村は、年度の予算の範囲内において、指定管理業務に必要な経費を指定管理料として支払います。
- (2) 施設の管理運営に係る収入及び支出の経理は、必要な帳簿を作成して、単独の会計処理をする必要があります。また、出入金の管理は、団体自体の銀行口座で管理してください。

9 応募の資格要件等

- (1) 応募の資格
 - ① 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営ができる法人その他の団体であって、個人での応募はできない。
 - ② 納付すべき税（都道府県税、市区町村税、法人税、所得税「法人でない団体の場合は代表者」消費税等に関係する税）を滞納していないこと。
- (2) 応募の制限
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - ② 応募書類提出時において、本村における一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を受けている者
 - ③ 本指定管理者の選定を行う審議会委員の属する法人等
 - ④ 暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等

10 応募書類受付期間及び提出場所

令和6年12月11日（水）から令和6年12月24日（火）まで

11 提出書類

(1) 学童保育所指定管理者の指定関係書類

提出部数 ①～⑦ 1部

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書（令和7年度、令和8年度）
- ③ 収支予算書（令和7年度、令和8年度）
- ④ 定款又は寄付行為の写し及び法人の登記簿謄本
（法人以外の団体にあつては上記に相当する規約等）
- ⑤ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- ⑥ 団体及び団体の代表者の国税、都道府県税、市区町村税の納税証明書又は申告書
- ⑦ 役員の名簿及び組織に関する事項を記載した書類

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出書類作成上の留意点

提出書類は、原則として全て A4 版で作成し、左綴りで提出してください。

(3) 提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報公開について、村に対して開示請求があった場合は、透明性の確保の点から提出された書類について公開する場合があります。

(4) 費用の負担

応募に関する必要な経費は、応募者の負担とします。

(5) 資料の取扱い

村が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

12 審査基準等

指定管理者の選定は、榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年榛東村条例第22号）で定める選定基準に照らし、次に掲げる項目を総合的に判断して行います。

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 上記に掲げるもののほか、当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準
- (5) 必要に応じて申請内容等に関する面接審査を実施する場合があります。その場合の日時等の詳細については、別途連絡します。

1 3 選定結果の公表

選定結果は、申請者に文書で通知します。

1 4 選定結果後の手続等

(1) 村議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を村議会に提出し、村議会の議決を受けます。ただし、議決を受けるまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、村議会の議決が得られなかった場合において応募者が応募に関して支出した費用については、一切補償しません。

(2) 協定書の締結

指定管理者の指定及び本協定書の締結は、議会の議決後に行います。

なお、指定管理者と締結する協定は、可能な限り基本協定書において定めるものとし、年度ごとの実施事業に係る事項その他基本協定書で定められていない事項については、年度協定書で定めることとします。

1 5 その他

(1) 申請内容の変更の禁止

提出済みの申請内容については、軽微なものを除き、変更することはできません。

例：事業計画の一部変更

(2) 申請書等の取扱い

提出された申請書等の書類は、返却しません。

(3) 申請の辞退

申請を辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 質問事項について

質問事項は質問書（別紙）に記入し、持参、郵送、FAXまたは電子メールにより提出してください。受付期間は令和6年12月11日（水）から令和6年12月18日（水）までとします。

なお、回答については、FAXまたは電子メールにより行います。

問い合わせ先

〒370-3593

群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

榛東村役場 住民生活課 児童福祉係

電話：0279-26-2494（課直通）

E-mail：jyumin@vill.shinto.gunma.jp